

## 会費減額制度について

日本社会教育学会

1. 本制度は、経済的な制約により学会加入が困難になる状況を少しでも改善することを目的として、個人への経済支援を行うものである。
2. 本学会は、本人からの申請にもとづき年会費の減額を行う。
3. 一年度を単位として、年会費 10,000 円を **6,000 円**とする（4,000 円の減額）。
4. 申請者は、**会費を払う年度において、大学院生または常勤職ない会員等**とする。本制度の主旨に則り、学術振興会の特別研究員、および、それに準ずる身分の者等、一定金額の収入のある者は申請できない。なお、申請者は、減額を受けようとする年度の前年度までの会費滞納のないことを要する（新規の入会者を除く）。
5. **申請者は、学会 HP の個人ページにある<会費減額申請システム>から申し込む。**
6. 申請受付期間は、**毎年 7 月 1 日～8 月 15 日**とする（期限厳守）。新規の入会者で会費減額を希望する場合は、入会申込書とともに会費減額申請書に必要事項を記入し、6,000 円分の振込票（振込みしたことが分かるもの）と合わせて申請することができる。
7. 本学会は、新年度開始後の理事会（10 月開催予定）において、減額申請者リストを回覧し、承認を行う。その後、事務局より承認の可否をメールにて申請者に通知する。
8. 減額申請者は、承認の可否の結果を受けた後に、当該年度の年会費を支払うものとする。
9. 会費減額制度は一年度ごとに適用する。**申請は年度ごとに受けつける。**但し、継続申請した場合を除く。